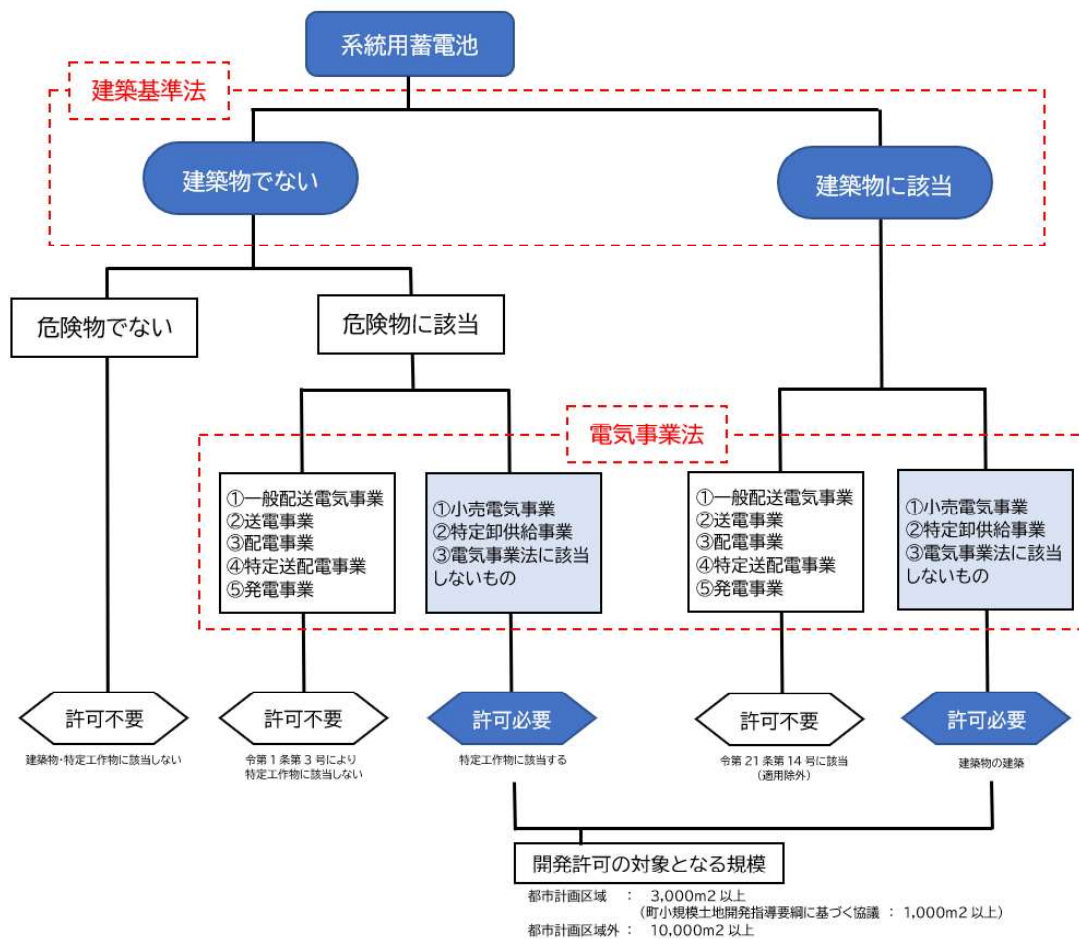


揖斐川町における系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて

揖斐川町では、系統用蓄電池のうち電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業及び同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する危険物を含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物に該当するものとして扱います。

また、土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナを複数積み重ねる場合にあつては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく建築物に該当するため、電気事業法に基づく電気事業のうち、小売電気事業又は特定卸供給事業の用に供するもので、一定規模以上の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可又は揖斐川町小規模土地開発に関する指導要綱に基づく協議が必要です。



※揖斐川町内の都市計画法に基づく開発許可における所管行政庁は岐阜県岐阜西濃建築事務所です。

※開発許可の対象とならない場合においても「宅地造成及び特定盛土等規制法」における許可が必要となる場合があります。（「宅地造成及び特定盛土等規制法」の所管行政庁は岐阜県建築指導課です。）

【参考資料】

- ・「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」（令和 7 年 4 月 8 日付 国都計第 7 号）
- ・「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成 25 年 3 月 29 日付 国住指第 4 8 4 6 号）